

要約筆記サークルさくらんぼ 会則

第1条 名称及び所在地

本会は、名称を「要約筆記サークルさくらんぼ」とする。

本会の所在地は、会長宅とする。

第2条 目的

会員相互の研鑽と協力のもと、要約筆記を基礎としたコミュニケーション支援により聴覚障害者及び高齢者が暮らしやすい社会の実現を目指すことを目的とし、平成11年4月4日設立する。

第3条 会員

(入会) ①本会の会員は、本会の目的に賛同し入会手続きをした者とする。

②本会の会員は、総会等における選挙権及び議決権を有する。

(退会) ①会費未納の場合は退会したものとみなし、自動的に会員資格を失う。

②本会の名誉を汚したものは役員会に諮り、2分の1以上の議決をもって退会させることができる。

第4条 活動

本会は、「第2条 目的」に沿って次の活動を行う。

- 研修
- 情報保障の協力
- 要約筆記の普及・啓発
- 関係団体との連携

○ その他

第5条 役員及び運営

①本会は、会員の互選により次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局1名、会計2名。任期は1年とし再任を妨げない。

②会長は本会を代表し、会務を総括する。

③副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合は会長の代行をする。

④役員会は会長、副会長、事務局、会計によって構成する。

⑤事業年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第6条 集会

本会の集会は次のようにする。

①役員会は原則として毎月開催する。

②総会は年1回開き、年間計画、予算、決算報告、役員を選出、その他運営に関する重要事項（会費の額、会則の変更、その他）を議決する。

③臨時総会は会員の3分の1以上、または役員会の決定があればいつでも開くことができる。

④総会における定足数は、全会員の2分の1以上とする。

⑤例会は必要に応じて開催する。

第7条 会費及び会計年度

①本会の会員は、総会で定められた会費を納めなければならない。

②いかなる理由を問わず会費の返却は行わない。

③会計年度は3月1日より翌年の2月末日までとする。

- ④新規会員は、加入月が上半期（４月から９月）の場合は年会費を納めるものとし、
加入月が下半期（１０月から３月）の場合は年会費の半額を納めるものとする。

第 8 条 附則

- ①本会は平成 11 年 4 月 1 日設立
- ②本会則は平成 11 年 4 月 4 日制定
平成 24 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
- ③この会則に記載のない事項については役員会に諮り、2 分の 1 以上の議決をもって成立する。ただし、重要事項については総会、または臨時総会において、出席会員の 2 分の 1 以上の議決をもって成立する。
- ④緊急を要する事項については役員会において、全役員 2 分の 1 以上の議決をもって成立する。

